



Title	分断の自己強化的性格と平和学習の課題・枠組み
Author(s)	阿知良, 洋平
Citation	社会教育研究, 32, 55-64
Issue Date	2014-04-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55327
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN00231372_31_05.pdf



分断の自己強化的性格と平和学習の課題・枠組み

阿知良 洋 平*

目 次

1. はじめに	55
2. 平和の基盤の転換	56
(1) 分断の自己強化的性格	56
(2) 洗練された暴力＝「平和」	56
(3) 分断を隠蔽して始まった「戦後」	57
3. 平和学習の課題	57
(1) 80年代以降の平和学習論における学習実践の枠組みの転換	57
(2) 学習と生活の連続性	59
4. 求められる分析枠組み	59
(1) 二重の加担	59
(2) 聴くことと連帯一分断の対象化をめぐる	60
(3) 連帯と生産との再結合一分断の解決をめぐる	60
(4) 生活の側面の中の抵抗＝加担	61
5. おわりにー洗練された暴力の根源、そこからの平和	62

1. はじめに

「平和のうちに生存する権利」は日本国憲法に書いてあっても、特に若い世代はそれを実感したという経験はほとんどないのではないだろうか。佐貫浩は「2008年6月の秋葉原事件は、社会から無視、無用視され、誰からもつながりを断ち切られた孤独の無念と社会へのうらみ、そこから発する死への願望を、社会への復讐として、社会に記憶させる形で実現しようとしたものにとらえることができるかもしれない。しかしすでに多くの子どもたちは、もう十年以上もそういう追いつめられた状況におかれ、いじめや登校拒否や自殺や他殺を実行しているのではないか。その意味ですで

*博士後期課程3年

に子どもたちは、「戦場」に取り囲まれている」¹と述べている。私たちは、「戦場」、すなわち暴力的な現実しか知らない。その現実から平和を立ち上げていかねばならない。

その時、問題は次のように現れる。理念として「平和な方がいい」ということを否定する人はそう多くはない。しかし、現実問題としてある程度の暴力性なしにみんなの平和を保てないだろうという発想から、暴力を肯定する選択・行動があらわれる。この問題に対して、平和学習は有効な枠組みを提出できてきたのだろうか。本稿は、この理念と現実の段差を乗り越えるために、平和についてのこれまでの枠組みを対象化し、現在において平和学習が乗り越えるべき課題、そして求められる枠組みを検討することを目的とする。

2. 平和の基盤の転換

(1) 分断の自己強化的性格

軍基地や原発の問題をはじめ、私達は体制の再生産を変革不可能な現実として目の前にしている。その不可能性は、再帰的近代化論が指摘する誰もが誰かに犠牲を強いつつ自らも危険を享受するという加害／被害の二重性の普遍化から説明出来るといえる²。原発や基地を例にとればその論理はこうだろう。確かにそこには犠牲の発生に対し権力が強いものがあるが、相対的に被害側か加害側かという全民衆の社会的布置を踏まえると、権力者への責任追及は、それを追及する人々よりも加害側に近い者たち全員をその加害性の自己正当化に走らせる。だとすれば原発・基地等に反対する団結は、それなしに生きられない人の（先の二重性からくる）葛藤の表出を封じ賛成の表明に転化させる力になってしまうことがある³。この分断の結果生じる多数の賛意を基盤に命を脅かす構造が再生産される⁴。

(2) 洗練された暴力＝「平和」

この論理を踏まえれば、暴力は権力者が独占的に振るうものではなく、加害性も背負わされている多数の庶民が担うスケープゴートの分断の隠蔽として現れる。渡辺治はグローバル資本の自由競争の自衛に刃向う存在を抹消する警察力・軍事力が民意に支えられ再構成される反民衆的な政治的解決を論じた⁵。私達は資本のシステムの秩序を乱すものの異議申し立てを私達の安定的な生活を乱す意味で非「平和」の原因と語り、その抹殺を「平和」と語る。今やこの洗練された暴力が「平和」には欠かせないとの語りが日常化しつつある（自衛隊の「平和を仕事にする」⁶や安倍首相の「積極的平和主義」⁷等）。暴力性を排除しそこに美しい言葉をのせて惨いことをするという論理が見える⁸。こうした日常が、この世には暴力の不在など存在しないという民衆の主観のリアリティの背景にあると言える。

だとすれば、暴力を否定する主張は、それだけでは民衆の主観に届かない。こうした状況に対抗

するため、私たちは平和のつくり方についての枠組みを転換する必要に至る。従来平和は権力者によって犠牲を強いられた者たちの団結によって可能になると考えられてきた。そして権力の弾圧を受けてもめげずに異議を申し立て抵抗することが価値あることとされてきた。被害者の団結がなければ平和への道は開かれないが、先の論理を踏まえれば、それは民衆の主観的世界の論理を介して逆効果になる可能性がある。だとすれば現在では、平和の側で誠実を貫けるわけでもなく、暴力側で勝者になりたいわけでもない民衆的な葛藤の中に平和的な可能性があることをくぐって従来の試みを発展させる必要が出てくる。

(3) 分断を隠蔽して始まった「戦後」⁹

日本に即せば、こうした状況は「戦後」の延長にある。現在では先の民衆的葛藤が普遍化しているが、それはアジア太平洋戦争下でも鋭く見られた。アジア太平洋戦争は、生きるための努力が様々に分断として現象することに媒介されて展開していた。それは、国のため＝国に生きる人のためと思ひ込まされ現場兵士が担った三光作戦に¹⁰、「非国民」を密告することに¹¹、また、沖縄のガマでは生きんがための集団的圧力・恐怖が母親に子どもを殺さしめる悲劇等に見られた¹²。誰もがスケープゴートを担い／担わされていた。加害性を発揮せざるを得ないこの生きづらさから逃れられるのが「平和的生存」のはずだった。

吉田裕は、アジアからの批判を受け 70 年代にやっと対象化されたとされてきた加害の視点が、終戦直後少数ではあるが既に質的に十分な視点が提出されていたことを実証した。それにも関わらず、知識人（文化人）、日本の保守派、民衆はそれぞれの論理で自分達の加害性を十分に問わないまま「いびつで一面的な戦争責任論」¹³を横行させ高度経済成長を展開させてしまったと言う。日本の「戦後」は戦時中の民衆的葛藤の反省を封殺するところからスタートしたと言える。

この延長に、90 年代後半以降、直感的にとっても平和とは呼べない現実（軍備の強化や労働・生活環境の破壊）がある¹⁴。その中で、平和憲法の内容の民衆的価値は客観的には高まっていると言える一方で、平和憲法の内容の保持に対する主張が民衆に響かなくなっているとすれば、それを守りたい側の私達を含め日本の民衆は、「平和的生存」に対して当時の民衆が抱いた希望のリアリティをどこか引き取り損ねてきたと言わざるを得ない¹⁵。

3. 平和学習の課題

(1) 80 年代以降の平和学習論における学習実践の枠組みの転換

そのリアリティの焦点は、民衆の二重性にあった。加害／被害の二重性がもたらすその現実の中から平和を立ち上げる平和学習論の挑戦は 80 年代から見られた。以下、それを手掛かりに平和学習の課題を考察する。

占領期の認識の変化を受けて、平和学習の内容は被害の側面に収斂されていく¹⁶。ここでは、戦争における凄惨な人間の死を伝えられ悲慘を感じることが課題となる学習実践が展開した。平和学習論が再び分断の対象化に連続できたのは、60年代後半以降、ベトナム戦争やアジア諸国との国交回復、沖縄返還等をめぐって、アジアからの日本に対する民衆的な批判が日本国内に届くようになってからである。民衆の加害の課題化は、戦争における民衆同士での分断の現実を対象化する必要に連続し得た。一方で、分断の現実を隠蔽して再構成された日本の高度経済成長期の社会システムは公害をはじめ社会の至る所に分断を再び生じさせていた。平和学習論は、歴史上の分断の枠組みを応用して、80年代以降の学校現場における価値の画一性や軍事化への無関心の問題を対象化していった。そこでは、加害－被害の二項で割り切れない分断の現実¹⁷に直面したことから、その葛藤を表出し得る平和的な集団性の創造が課題となり、学習実践の枠組みは「伝えられる」ことから「平和的な集団性の創造」へと変化した。

佐貫浩と竹内常一は、学校暴力の現実から平和を立ち上げる試みを展開した。佐貫は、暴力を振るう生徒の葛藤を封じる学校というシステムの価値の画一性に焦点を当て、生徒ひとりひとりが「理性的認識と感性的認識」とを統一させ社会の事象を判断できる根拠を獲得し「価値的論争」をし得る「コミュニケーションの民主主義的性格」を育む場として学校を再構成する見通しを提起した¹⁸。竹内は、子ども集団の関係性の編み直しの点は佐貫とその方法を共有していると思われる。佐貫の提起に重ねればその認識の統一の媒介項たる内容であるマイクロポリティクス（「権力的・暴力的なもの」の子ども世界への浸透）の概念を提起したと言える。子ども達がマイクロポリティクスに蔓延る「虚偽のことば」を読みひらき真実をかたことばを獲得することで、「言論をつうじて社会正義を追求するマクロポリティクス」そして「平和的な関係性」へ連続可能であるとした¹⁹。

社会教育の分野では山田正行が、日本社会の無関心的状況（子ども社会のいじめや日本社会の好戦的風潮等）を危惧し、沈黙下の声を無視する「傍観者」性の脱却に集団性の質の変化の可能性を求めた。山田は、市民がアウシュビッツの被収容者の一見服従に見える抵抗やゾンダーコマンド（ユダヤ人の加害の担い手）の存在から見える高度な暴力のシステムの理解を媒介項に日本社会のシステムの暴力性を市民が対象化し声をあげる実践の場（アウシュビッツ巡回展等）をつくり出すことによって傍観者性の脱却を図れるとした²⁰。

「マイクロポリティクス」や「傍観」等からわかるように、80年代の平和学習論は、加害の視点を得て分断の問題を把握する際に、その分断もまた学習者が（加担して）生み出している点を重視していた。だから、暴力的な現実の中で鬱屈して発揮されていた関係を学習者自身がその関係を編み直す主体として立ちあらわれる必要があった。本稿もその問題把握は共有しているので、新しい社会をつくるとは、民衆自身が民衆自身を社会の主体につくり変えることと理解する²¹。

(2) 学習と生活の連続性

以上の共有の上で筆者は、自覚的に対話を試みる集団の重要性に同意する一方で、2で述べたこととも関わって、そうした集団が「自分にだって生活があるんだ」「これ以上は関われない」という生活現実の問題との関わりで離散せざるを得ない状況に課題意識を覚える。こうした状況を踏まえて筆者は、3者（佐貫・竹内・山田）に共通するのは民主主義的な議論をし得る集団的な主体を創造するという言論による政治的抵抗であり、それは、学習集団としては実践可能だが現実の生活でも実践可能になるにはもう一步学習を進める必要があると考える。なぜなら現実の生活では、就職・離職をめぐる人間関係や顧客の維持等の分断の現実をもたらす社会関係によって、個々人の人権尊重の意図は直接には行使し得えず、そうした場が崩壊する可能性もあるからである。

学習集団内での人権意識の生成と現実の生活においてそれが実践可能と見通されることとの間には段差があり、そこを連続させるには固有の学習が求められる。そうした学習をめぐり人権の尊重が実践可能な生活をつくり出し得る質を持った集団的な主体の形成が求められる。平和学習は、そうした主体を形成する学習を内実とする必要があると言える。平和を理念に留めず現実のもととして捉え得る平和学習を追求するための解くべき課題は、ここにある。

4. 求められる分析枠組み

(1) 二重の加担

以上を踏まえ、平和を政治的世界にとどめず、生活の世界をくぐって再構成することを基本的な方法とすることが求められる。政治の世界と生活の世界は絡み合って現実の生活として存在するが、視点として一旦区別した時、次のような戦争と生活との関連構造が見える。

イラク戦争をアメリカの民衆の視点から見てみると、第一に進学の資金や家族の生計のために入隊する「経済的徴兵制」がある。第二に、軍需に関わっている企業に勤めることやそうした生産に規定された商品を消費することで戦争を支えている。低賃金・非正規で働くほどそうした企業は安定する²²。第三に、反対の声も大きかったのも事実だが、アメリカの民衆はイラクの声を聴き損ねて「正義の戦争」という意味の定着に加担した側面もあった。戦争は労働環境の悪化とプロパガンダを受けて、それぞれ労働力の提供（第一・第二）としても、政治的な意思表示（第三）としても二重に加担している構造が確認できる。先に述べた、分断の自己強化をもたらす私達の加害／被害の二重性も、この二重の加担に媒介されて展開していると考えることができる。

この二重の加担は、次の3つの状態を想定させる。一つに、相乗的な共犯状態であり、弾圧の激しい状態では両側面の加担から逃れられない（例えば、1930年代後半以降の日本）。二つに、政治的な異議申し立ては可能である状態であるが、これは徐々に労働の状況に規定され崩壊する可能性もある（原発や基地の現実及び佐貫・竹内・山田の論理構成）。三つに、両面が分断への抵抗として

統一可能な局面であり、この状態を現実化させる学習の論理の解明が本稿で提起した平和学習の課題の解決となろう。以下、連帯の成立可能性を結節点に、以上の政治・生活の両側面から生活現実の分断を超える学習の焦点を整理する²³。

(2) 聴くことと連帯一分断の対象化をめぐる

政治的側面からは、分断下の危険の分配では知識社会学が焦点になるとベックは言った点が参考になる。特に現在では、犠牲と情報の相関が強まるため、誰のどんな枠組みで物事が意味付けられているか、分断の隠蔽の力学の対象化が重要になるという。

これは三つの点に注意を促すことになる。第一に、秩序を乱し兼ねない情報が分断に媒介され沈黙下に置かれる可能性が高いから、常に知られていないこと、特に、出ている被害の声の下での沈黙の被害が存在することを自覚する必要がある。だから、沈黙下の声を「聴く」ことが重要になる（異質な他者を顕在化できる集団性）。ここでは、歴史的な連続性を根拠に推論すること自体の民衆的な価値も高まる。第二に、沈黙は聴く側への不信を根拠に持つから、現実の分断を対象化する作業は客観的態度で行うことは不可能であることを示している。声を封じられている人との連帯を生み出す実践とともにしか、封じられている声は出てこず、ひいては分断を対象化できない（同質性による安心の担保）。

第三に、以上を踏まえると、分断の対象化の局面では常に既存の知が再構成される。既存の知は、いかに接近してもある立場の民衆の味方にしかねないからである。分断内在的な知の生成がここでの連帯の焦点となる。分断が何のために必要かを考えると、分断内在的な知の生成の手がかりを得られる。公害の現実を見ても分断は暴力の隠蔽のために行われると言えるが、隠蔽されても必ず末端の現場では暴力は存在している。ここから支配の現場完結性と呼べる状況が分断の対象化に関わって重要な場面になる。なぜなら、暴力は外部に漏れないよう現場で食い止められなければならないからである。だとすれば、沈黙下の被害の顕在化には、食い止める担い手の矛盾がまずは焦点となろう。支配のリアリティの搾取に抗して分断を対象化していく切り口はここにあるだろう²⁴。

(3) 連帯と生産との再結合一分断の解決をめぐる

原発や基地の現実を見ても、分断の現実の中でどの位置を取るかの選択においては、生活の側面がより基底的だと言える。現場で暴力的状況を封じ込める担い手も、背後に生計がかかっていることが多い。だとすれば生活の側面からは、どうすれば分断に加担する選択を拒否し、連帯（平和的關係）を生成し得るかが問われる。

この視点は戦後社会教育研究の基本的な方法であった。宮原誠一は、「生産と平和は二にして一」と述べ、生産の再構成が平和の創造につながるという方法意識を持っていた。アジア太平洋戦争において恐慌、貧困を国家が救わない可能性があること、つまり権力に対抗する民衆的な主体の必

要性を自覚化した宮原の戦後の生産理解は、民衆の側の「共働」的な主体と不可分に位置づけられていた。そこから宮原は、権力的な生産の再構成（1961年の農業基本法等）の中で生き抜くための農民の生産の共同化に価値を見出していった。

しかし、何を根拠に生産の再構成と平和とが統一し得るかは明らかにされなかったといえる。なぜなら宮原は「生産の復興による日本経済の自立なくしては、事実上日本の独立はありえないが（中略）自国の内政をみずからの手で自由におこなうことができない国が平和を保証できるとは考えられない」²⁶として「生産の復興」を平和の条件としたが、結果的にその「復興」は、高度経済成長の中で分断に媒介され民衆を犠牲にする公害企業・原発を生み出していったからである²⁷。民衆が懸命に努力した「復興」が分断を生んだ現実が確かに「戦後」にはあった。だとすれば、現在の平和学習論では、宮原の労働・生産の視点から平和を問う方法を現代的価値のあるものと捉え、これを生産と分断との関連をくぐって突き詰めることが有効な方法と言えるだろう。

(4) 生活の側面の中の抵抗＝加担

以上の整理からすれば、生活の側面が基底的だとしても分断の対象化なしに生活の内容を問うこともまたできないので、分断の対象化と分断の解決は、連帯の成立可能性と関わって、相互規定的に展開することが理解できる。だとすれば、生活の側面から平和を捉えると言っても、分断との関連で生活の側面をどのようなものとして把握するか、それを捉える枠組みを持つ必要があるといえる。

民衆の抵抗をいかに把握するかに関わる研究に同様の問題意識が見られる²⁸。抵抗の理解に関わっては、支配者側の枠組みではなく、抵抗する側の視点にたった研究が進んでいる。一つは、日本の植民地支配に関わる歴史研究において、受動的に支配された姿だけでない、暴力下に生きてきた人々の政治的抵抗の成熟性に着目する研究が積み重ねられてきた²⁹。これらは北方先住民族に対して政治的成熟度が劣っているであるとか未開であるとかという不適切な意味付与がなされてきた分断の歴史に対する、意味の復権だった。もう一つに、一見従属に見える生活の側面の中の選択の持つ抵抗性を可視化する作業も積み重ねられてきた³⁰。例えば、アイヌやウィルタ等の北方先住民族は、「旧土人学校」や近代的産業が押し寄せる生活現実の中でよりよく生きるために和人の言葉、知識、ふるまいを身に着け生き抜いていった³¹。このことを資本のシステムに殺されないための抵抗として読み取ることもできる³²。生活現実をよりよく生き抜くこの抵抗を可視化することは、抵抗がナショナルな枠組みに絡め取られない視点からも必要な作業になる³³。こうした視点は、和人がアイヌの知恵に学んでいた側面や、政治的に対立する二国間での民衆同士の連帯や友情を可視化することにも成功した³⁴。

生活の側面の中の抵抗の焦点は、それが確かに生き抜く抵抗でもあったが、同時に、近代化をすすめる資本のシステムに労働力を提供している意味では加担でもあったという矛盾にある。なぜなら、生き抜くことは決して適応的な過程にはとどまらず、そこでの葛藤を可視化するには加担＝政

治的にその力の発揮が利用される側面も同時に存在していたことを捉える必要があるからである。民衆史研究は、政治的な抵抗にこだわりつつ、同時に民衆の生活に内在する方法意識を持っていたため、従来からこの葛藤を対象化してきた。例えば、森山軍治郎は、鉱夫がよりよく生き抜く姿を、炭鉱長屋の「生きた民衆の誇らかな現代史」として「真暗闇の中から生みだした精神文化」の中に見出しつつ、鉱夫達が「天皇制と帝国主義のエネルギー確保を強いられ」その結果として「極貧のすがた」があらわれる生活の厳しさを同時に描いた。そして、豊かな精神文化と生活の厳しさの葛藤の中から「炭鉱労働組合」の価値を再検討している³⁵。ここでは、政治的抵抗が生活の側面をくぐってより厚みをもったもの、つまり、その抵抗の分裂／持続の根拠が明示化されたものとして再構成されている。

このように生活の側面を矛盾として捉えることによって、生き抜く民衆の生活の知恵・文化とそこに根付いた政治的な抵抗とが一体となった真実を描くことが出来ると思われる。だとすれば、二重の加担をトータルに把握する、つまり平和を生活の世界をくぐって再構成する鍵は、生活の側面を矛盾として捉えることにあるといえるだろう。

5. おわりにー洗練された暴力の根源、そこからの平和

冒頭では、「平和」が洗練された暴力と同義になっている問題を指摘した。生活の側面の矛盾を捉えると、洗練された暴力の根源に何があるのかわかる。洗練された暴力は、二重の加担に媒介され自己強化的に分断を生み出しながら展開しているわけだが、二重の加担の根源にあったもの、それは民衆の生き抜く力だったと言える。

だとすれば、この暴力を相対化する根拠もまた、矛盾としての生活の側面そのものにあると言える³⁶。そこから二重の加担からのトータルな解放の課題を捉えれば、それは民衆の力の発揮が民衆自身の豊かな生活に向けて発揮される仕組みの創造に辿り着く。本稿の整理からは、その創造を通してのみ、他者の被害を隠蔽する分断からはじめて逃れられ平和的關係を得ることができると指摘できる。佐貫・竹内の課題もその創造を介してはじめて解決すると思われる。その創造なしには、平和はやはり理念にとどまり、平和学習は常に絶望や諦めに至らざるを得ないだろう。逆に言えば、この矛盾を捉えることで、未来や希望といったことと平和学習とが現実的に結びつく道が拓けると思われる。

- 1 佐貫浩『平和的生存権のための教育』2010、教育史料出版会、114頁。
- 2 ウルリヒ・ベック著、東廉・伊藤美登里訳『危険社会』1998、法政大学出版局。
- 3 水俣市街地民の「あんたたち（患者：筆者注）が居るおかげで水俣市は潰れる」（石牟礼道子『苦海浄土』2004、講談社文庫、344頁）。なお、この場合の封じられた葛藤は、チッソ社員の患者に鋭く現れていたと考えられる。
- 4 以上の論理については、武田徹『わたしたちはこうして「原発大国」を選んだ』2011、中央公論新社でも触れられている。
- 5 渡辺治・後藤道夫『「新しい戦争」の時代と日本』2003、大月書店。
- 6 防衛省・自衛隊の隊員募集ポスター等のキャッチフレーズ。
- 7 例えば、2014年1月1日付、安倍晋三首相の年頭所感。
- 8 暴力性の除去、美しい言葉、惨い行為のワンセットには、例えば、①高江 SLAPP 訴訟における司法利用、北部基地の返還、住民分断、②横田増生『潜入ルポ アマゾンドットコム』（2012、朝日新聞出版）における労務管理のコンピューター化、消費者の満足、労働強化や、③戦争ロボットの開発による治安の維持、民衆の犠牲といった事態がある。
- 9 本稿で「」のつかない戦後という表現は、単にアジア太平洋戦争のあとという意味で、「戦後」は、戦後の日米安保体制下でつくられた日本型雇用を主たる特徴とする政治・経済等の社会の仕組みが展開した時代という意味をもたせている。
- 10 荻野富士夫、吉田裕、岡部牧夫著『中国侵略の証言者たち』2010、岩波書店。
- 11 荻野富士夫『特高警察』2012、岩波書店。
- 12 謝花直美『証言 沖縄「集団自決」』2008、岩波書店。
- 13 吉田裕『現代歴史学と戦争責任』1997、青木書店、181頁。
- 14 二宮厚美『新自由主義の破局と決着』2009、新日本出版社。
- 15 訴訟実践を通じた法的アプローチは、名古屋地裁（2007）、名古屋高裁（2008）によって平和的生存権の制度的な到達点を押し上げた。「…平和的生存権は、局面において自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合がある…」。深瀬忠一が言うように、運動と憲法学が協働して判決を押し上げてきた（深瀬忠一『憲法裁判における平和憲法の弁証』1967、日本評論社）。この判決には、平和的生存権の自由権的態様の表れが例示されている。戦争および戦争の準備による被害や恐怖・加担の強制からの自由である。では、社会権的あるいは参政権的な態様を内容とする平和的生存権の表れとはいかなるものか。換言すればいかなる生活の保障を平和的生存権として認め得るのか。後述で本稿が示す平和学習の課題は、これらを引き継ぎ、いったいどんな生活が「平和的生存」なのか、現在の分断の現実の中からその生活としての具体性をつくりだしていく作業と重なるだろう。生活としての具体性の観点からは、恵庭・長沼事件で民衆が学習していた内容をもう一度見直してみる価値があると思われる。なぜなら、運動に携わる人々が「援農」の実践の中で、具体的な生活の問題として平和をどう守って、つくっていくかという問いが生まれていたと思われるからである。
- 16 竹内久顕『平和教育を問い直す』2011、法律文化社。村上登司文『戦後日本の平和教育の社会学的研究』2009、学術出版会。
- 17 例えば、佐貫浩は「いじめの仕返し」といった複雑な現実を指摘している。佐貫浩『学校を変える思想』1988、教育史料出版会。
- 18 前掲佐貫。また「コミュニケーションの民主主義的性格」については、前掲佐貫 2010。
- 19 竹内常一『教育を変える』2000、桜井書店。
- 20 山田正行『希望への扉』2004、同時代社。
- 21 民衆が主体化することと平和との関連については、平和をめぐる一連の問題構成の中核に国民主権を置いた、星野安三郎の「平和的生存権」理解とも共通している（ここでは「国民」という括りが孕む問題にはさしあたり触れない）。星野は、人権・主権・平和の統一的把握を試み、産軍結合の否定の視点から、9条が資本・国家の軍勢力による国民への強制力の排除を規定し「国民主権—民権を現実化する基礎」をつくりだし、その土台のうえで、国民主権の現実化によって基本的人権の保障は可能になるという把握をした。
- 22 堤未果『ルポ 貧困大国アメリカ』2008、岩波書店。
- 23 二重の加担のトータルな把握は、有井行夫の「労働という根源的な能動性の社会的な媒介過程をフォローし、物象のシステムを経由して人格のシステムの固有の意義も客観的に統一的に把握」（44頁）する方法、すなわち「労働のシステム」「物象のシステム」「人格のシステム」の「3つの社会システム相の矛盾する統一」（41頁）として社会システムの総体を把握する方法を基盤にしている。以上の引用頁は、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』新版、2011、桜井書店。有井の基本的なシステム把握は『マルクスの社会システム理論』（1987、

- 有斐閣)に見られるが、有井(2011)が所有を問題化することで「人格のシステム」固有の意義を明示していることから、二重の加担との関連では、有井(2011)を特に参照した。
- 24 フレイレ(小沢有作ら訳『被抑圧者の教育学』1979、亜紀書房)を振り返っておけば、彼は時代のテーマを支配としたが、ここではもう一歩深め、現在の時代のテーマを現場加害者と捉える必要に出会う。なぜなら、フレイレにおいて抑圧者理解は観念的であり、抑圧の担い手を具体的に設定しないと現在の支配の焦点を議論できないからである。
- 25 宮原誠一「生産主義教育論—日本教育再建の基本方向」『中央公論』1949、中央公論新社、64巻10号、45頁。
- 26 前掲宮原45頁。
- 27 なお、連帯の質を問い直す観点から言えば、宮原の課題を引き継いだ藤岡貞彦の「高次の共同学習」論は、労働とシステムとの関連の中で共同を本質的に位置づけなおすことによってなされるべきだったといえるだろう。
- 28 平和学習における二重の加担の枠組みの必要性は、歴史研究の展開とも重なる。被害者史観を乗り越えて加害の視点を得た枠組みを持つ日本—アジアの二項対立図式を克服しようと模索した小熊英二の作業(『日本人の境界』1998、新曜社)は政治的側面のひとつの到達点と思われる。同時に、小熊の課題意識は政治的側面にあるので、例えば大門正克らがまとめた『生存の東北史』(2013、大月書店)に見られるように、民衆の生活の生産や労働と関わる側面を小熊の整理に加えて対象化する試みも進められている。
- 29 例えば、井上勝生「近代アイヌ民族のたたかい」越田清和編『アイヌモシリと平和』2012、法律文化社。
- 30 先駆的な議論は、JAMES C. SCOTT “Weapons of the Weak” 1985, Yale University。
- 31 例えば、川村カ子トは懸命な努力で技術者となり飯田線の工事に尽力した(沢田猛『カネト—炎のアイヌ魂』1983、ひくまの出版)。ダーヒンニエニ・ゲンダーヌもよりよく生きるため懸命に努力して蒸気船の船長そして日本軍兵士になっていった(田中丁、D・ゲンダーヌ『ゲンダーヌ』1978、徳間書店)。
- 32 国家という枠組みが薄かった奄美を事例にすると、その区別の視点が良くわかる。高橋一郎(『伝承のコスモロジー』1994、第一書房)は、奄美の民話のぎこちなさ(「前半部との接合はぎくしゃくしているが、その按司草伝承をモチーフとした展開をあえてもつ」)によって「シマ」を「つねに喚起していく」姿を根拠に「国家に組み込まない地域が時に国家に抗する社会として存在する新しい歴史像が浮かび上がってくる」(南日本新聞(2005年10月28日)高橋一郎「奄美の平家伝承が語るもの」)と指摘している。
- 33 例えば、政治的側面の枠組みだけでは、琉球と日本の狭間で黒糖生産に苦しめられた奄美の抵抗の根拠を失うといった事態が生じるからである。この点は、沖縄独立・自立論を歴史的に検討する際の重要な視点であろう。沖縄自立論を生活の側面から検討したものとして、新崎盛暉「東アジアの平和と沖縄」大田昌秀、新川明、稲嶺恵一、新崎 盛暉『沖縄の自立と日本』2013、岩波書店。ここには、本土(「大和」)—奄美—琉球として奄美を対象化する必然性があるが、同様に、中央(「大和」)—東北—北海道として、東北を対象化するのも、単に東日本大震災の影響のみならず「大和」の二重性把握の必要から必然的ではないだろうか。なお留意点は、あくまでも焦点は生活であり、ナショナルな性質の自立化にはないことである。
- 34 そうした友情の例として、日露戦争中に日本の民衆がロシア兵を助けた話が、山口県萩市の見島に見られる。
- 35 森山軍治郎『民衆精神史の群像』1974、北海道大学図書刊行会。特に「炭鉱長屋の現代史」(249-360頁)を参照。
- 36 その矛盾に近代日本ではじめて出会ったのが、自由民権運動末期に政治犯として北海道等に送られた人々であった。なぜなら、彼らがそれを十分に対象化しえたかは別として、彼らは「罪人」として送られた先で自由民権運動が見落として来た、日本という国の枠組みから排除された人々(例えば、北方先住民族)の生活と出会ったからである。